

白山市監査公表 第8号

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に基づく監査の結果を次のとおり公表する。

平成18年10月11日

白山市監査委員 丹 保 昭  
同 石 田 正 昭

住民監査請求に係る監査結果

（平成18年8月17日請求）

《白山市観光ポスター作成について》

目 次	
白山市監査公表 第8号	
第1 請求の受付	1 請求人
	2 請求書の提出
	3 請求の内容
	4 請求の要件審査
第2 監査の実施	1 監査対象事項
	2 監査対象部局
	3 請求人の証拠の提出及び陳述
	4 請求事項の財務事務監査及び事情聴取
第3 監査の結果	
第4 理 由	1 事実関係の確認
	2 請求人の主張と白山市観光推進部の説明
	3 監査委員の判断
	4 結 論

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

1名（氏名は省略）

### 2 請求書の提出

平成18年8月17日（補正の提出日：平成18年8月30日）

### 3 請求の内容

請求人提出の白山市職員措置請求書（資料）による主張事実の要旨及び措置要求は、次のとおりである。

#### （1）主張事実（要旨）

##### ① 請求の対象とする職員

白山市長 角 光 雄

##### ② 財務会計上の行為

白山市観光ポスター作成に係る315,000円の公金支出行為

##### ③ 違法・不当とする理由

白山市が作成した白山市観光ポスターに「霊峰白山に抱かれて清き水の郷へ」と表示されており、白山には、白山比咩神社しらやまひめじんじやの信仰の対象物が在ることから、この「霊峰白山」の表現は、市民に特定の宗教・宗教法人（白山比咩神社）の信仰を助長、援助、促進又は圧迫を与えるものであり政教分離の原則を定めた憲法第20条及び第89条に違反するとの主張である。

#### （2）措置要求

白山市長に、本件の違法な白山市観光ポスター作成に要した公金支出315,000円の損害賠償を求めるとしているものである。

### 4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認めた。

請求書受付：平成18年8月17日付、同日付で要件審査（形式的）

補正の指示：平成18年8月23日付（期日：平成18年8月30日まで）

要件審査：平成18年8月28日付

補正の提出：平成18年8月30日付、同日付で要件再審査

請求書受理：平成18年8月31日付、請求書受理通知：9月5日付

## 第2 請求の実施

### 1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 白山市観光ポスター作成の財務会計上の行為の事実関係
- (2) 本件ポスターの内容の事実確認
- (3) 本件ポスターに表現されている内容の違法性の事実判断

### 2 監査対象部局

白山市観光推進部（観光企画課・観光振興課）

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

#### (1) 事実証明書の提出

平成18年8月17日付で、提出の請求書に添付して提出。

平成18年8月30日付で、提出の補正請求書に補足して提出。

陳述の日（平成18年9月28日）に、補足して提出。

#### (証明書の概要)

- ・ 本件の白山市観光ポスター掲示の写真
- ・ 本件に関する平成17年8月17日付、支出命令伝票及び当該観光ポスター印刷に係る仕様書の写し  
(白山市情報公開申請、平成17年8月25日付総第187号受付で、開示)
- ・ 平成17年8月10日発行の白山市広報「はくさん」NO. 7の写し  
(霊峰白山に対する市長の見解を示す記述部分)
- ・ 平成15年8月15日付、白山比咩神社発行「図説白山信仰」の書籍の写し  
同神社発行のパンフレット「白山さん」の写し
- ・ 霊峰と宗教及び白山と白山比咩神社の説明に係る辞書、各パンフレット、新聞記事等の写し数点

- ・ 霊峰富士山及び霊峰立山に関係する一部の市町（富士宮市・立山町）の霊峰表現がない観光パンフレット表紙の写し数点

## (2) 陳述

陳述の機会は、平成18年9月28日（木）午後2時から白山市役所の監査委員室で行った。

この陳述では、請求書の要旨と同様の内容のほか、日本三霊山の一つである富士山に関係する富士宮市と立山に関係する立山町の観光パンフレットの表紙には、「霊峰」の記載がない旨が述べられるとともに、補足するパンフレット表紙等の写しの証拠の提出があった。

## 4 請求事項の財務事務監査及び事情聴取

(1) 請求事項に関する財務事務について、市の関係部局から関係資料の提出を求め、平成18年9月8日から26日にかけて審査を行った。

(2) 平成18年9月28日午後2時20分から、本件請求事案の事業執行部署である市観光推進部の職員から事情を聴取した。

その際、請求人も立ち会った。

## 第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により次のように決定した。

(主文内容)

監査の結果、違法性の事実は特に認められない。したがって、白山市観光ポスター作成に関する請求人の主張については、理由がないものと判断する。

以下、その理由について述べる。

## 第4 理由

### 1 事実関係の確認

(1) 白山市観光ポスターの作成に関しては、請求人の指摘のように、このポスターには、白山市観光のイメージアップのため「霊峰白山に抱かれる清き水の郷へ」が表示されている。

(2) この白山市観光ポスターの作成費として、平成17年度白山市一般会計7款1

項4目の観光振興費から印刷製本費として315,000円が支出されている。

また、作成されたポスターはオールカラーで、日本工業規格A2版1,000枚、B1版100枚で、白山市内外に掲示等がなされた。

なお、この観光ポスターの作成にかかる図案・原版等の制作委託費として、これより先に、別途の経費が支出されているが、請求人の当該措置請求より1年以上経過しているので、当該監査事項から除外する。

## 2 請求人の主張と白山市観光推進部の説明

- (1) 請求人の主張は、当該請求の要旨のとおり、政教分離の原則を定めた憲法に違反するポスター作成に要した公金支出の損害賠償を求めるものである。
- (2) 白山市観光推進部の説明は、白山市への観光誘客の増加を図ることを目的に、全国的に古くから知名度のある「霊峰白山」の表現により、白山と豊かな自然の写真を背景に「霊峰白山に抱かれる清き水の郷へ」の文字を挿入し、白山市の観光啓発ポスターとしたものであり、全く違法性がないとしている。

## 3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、市観光推進部の説明等を総合して、以下、判断について述べる。

- (1) 本件の白山市観光ポスター作成については、財務会計上の契約・経理事務の執行に関しては、特に指摘する事項は無く、おおむね適正に執行されていると認めた。
- (2) 憲法の政教分離の原則について

政教分離の判断基準については、既に数次の最高裁判所判決により判断されているところである。

その判旨とするところは、

「憲法第20条第3項にいう「宗教活動」とは、およそ国（地方公共団体を含む。以下同じ。）及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもってすべての行為を示すものではなく、そのかかわり合いが、わが国の社会的・文化的諸条件に照らし、信教の自由の確保という制度の根本的目的との関係で、相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような

行為をいうと解すべきである。（昭和52年7月13日最高裁判所判決ほか）

- (3) 「白山」は、石川県、福井県、岐阜県にまたがる成層火山で、最高峰の御前峰（標高2,702メートル）、剣ヶ峰、大汝峰の三峰を中心として、周辺の山峰の総称であり、泰澄大師が西暦717年に開山され、これ以前の山岳信仰は神聖な山を遠くから遙拝するだけであった。

「霊峰白山」とは、請求人の事実証明書として提出のあった書籍にも記述されているように、白山は、古くから平野部の人々に、飲料水や農耕の灌漑用水を供給し、また、海上における航海の山だめの指標とされるなど自然の恵みとしての素朴な自然崇拜の霊山信仰の聖地として仰がれてきたもので、この自然の行為が現代に伝承されているものであって、本件ポスターの様に「霊峰白山」の表現は、請求人の主張のように、必ずしも特定の宗教・宗教法人を指すものではないこと。

また、白山は、富士山、立山とともに日本三霊山（三名山）のひとつ（ごくまれに白山を除外して、御嶽山を加える説もある。）といわれ、その、全国的知名度を活かした表現で、白山市観光への誘客を狙いとするものであること。

- (4) よって、本件の「白山市観光ポスターの作成」は、政教分離原則の判断基準からしても、特定の宗教及び宗教法人を助長、援助、促進又は圧迫を与えるものとは、認められないと思料する。

#### 4 結 論

以上のことから、本件請求については、理由がないと判断する。